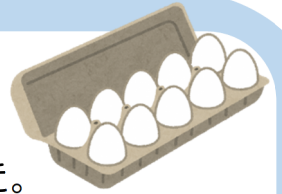


無料で食品をもらえるというチラシを見て出かけていたら高額な商品を買わされた！



新しい自然食品のお店の折込広告に、**卵の無料引換券**が付いていた。近所の人と行ってみたところ、大勢の人が来店していた。店内では販売員が米や梅干しなどを「ほしい人！」と言って手を上げさせて100円で販売していた。私たちも興奮して「**買いたい!**」という気持ちになってしまい、無料の卵をもらいに行っただけなのに、結局新型コロナウイルスに効くという**空気清浄機を40万円**で購入してしまった。

ポイント

- **催眠商法(SF 商法)**と言われるものです。無料や安価な商品で宣伝し、狭い会場に大勢人を集めて、「安いから買いたい」という**催眠状態にして判断力を失わせ**、最終的には高額な商品を買わせるというものです。
- 契約書面を受け取ってから8日以内であれば**クーリング・オフ(無条件契約解除)**が可能です。
- ただし、このような事業者は短期間仮店舗での営業を行うことが多く、事業者の所在が分からない、連絡が取れなくなってしまったというトラブルもあります。無料、安いという言葉につられて出かけていくことはおすすめできません。

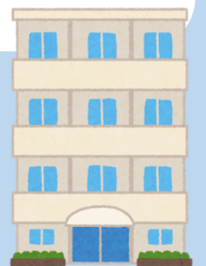


投資用マンション購入を勧める電話がしつこい！

自宅に**投資用マンション**の購入を勧める電話が何度もかかってくる。「マンションを買って、老後の資産に」「保険として所有してみてもは」などと言ってしつこく、「興味がない。」と言っても電話を切らず一方的に話してくる。断っても聞いてくれないので、少し厳しい態度で言ったところ、逆に**脅すような口調**になり、自宅に行くと言われた。

ポイント

- マンション販売の勧誘電話と分かった場合、買う気がなければ「お断りします。今後電話はかけないでください。」と言って、**すぐに切りましょう。**
- 電話で断り切れず会ってしまうと、強引に契約させられてしまうことがあるので、絶対に**会う約束をしてはいけません。**
- 契約しないと意思表示をしたにもかかわらず勧誘を続けることは法律で禁止されています。
- 自宅ではなく職場にかかってくるケースもあります。対処法は同じです。



「あやしいな」と思ったら遠慮なくご相談ください

飯田市消費生活センター
☎ 0265-22-4530

消費者ホットライン
☎ (局番なし)188

いやや!